

専門職大学院 法務研究科

休学について(法科大学院生)

病気その他の理由で長期にわたり出席できないときは、「休学願」を提出して休学することができます。「休学願」の用紙は、このページ 2 枚目を印刷していただくほか、法科大学院の事務窓口にもあります。

内容	届出期間	休学在籍料	当該年度の成績について
年間休学	5月31日まで	10万円	全て認定されません
春学期休学	5月31日まで	5万円	春学期科目の成績は認定されません
秋学期休学	10月31日まで	5万円	秋学期科目の成績は認定されません

<注意事項>

- 休学期間中の授業料、教育充実費は不要ですが、休学在籍料と諸会費が必要になります。
年間休学の場合に限り一部諸会費を返還します(半期休学の場合、諸会費は必要です)。
休学願を提出前に休学期間に相当する部分の授業料、教育充実費を納入済みの場合、所定の手続きを行うことにより返金します。
- 休学期間満了後に引き続き休学しようとする場合は、あらためて休学願を提出しなければなりません。
- 休学は通算して2年を超えることはできません(半期休学は0.5年として換算します)。
また、休学期間は在学期間に含まれません。
- 休学期間を除く当該学年の在学期間が1年に満たない場合は、進級または修了することができません。
- 休学期間満了時の復学手続きは不要です。

